

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公表番号】特表2018-532537(P2018-532537A)

【公表日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-043

【出願番号】特願2018-541093(P2018-541093)

【国際特許分類】

A 6 2 B 99/00 (2009.01)

B 6 0 J 1/20 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 99/00 C

B 6 0 J 1/20 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

安全ガラスを破壊するシステムであって、

第1および第2の対向する側部を有する支持板と、

前記支持板に連結するように構成されるガラス破壊構成要素であって、前記ガラス破壊構成要素は、第1および第2の対向する側部を有するベース、および第1および第2の対向する端部を有する部材を備え、前記部材の前記第1の端部は前記ベースの少なくとも一つの側面に連結してそこから伸びて、前記部材の前記第2の端部はガラス破壊部分を備え、前記ガラス破壊部分は少なくとも一つのガラス切断縁を有して、安全ガラスを破壊するように構成されるガラス破壊構成要素と

を備えるシステム。

【請求項2】

前記ガラス破壊構成要素は、前記支持板に着脱可能に連結している、請求項1に記載のシステム

【請求項3】

前記ガラス破壊構成要素は、連結手段によって前記支持板に連結し、前記連結手段は、取付け具、インサート、締着具、接着剤、ろう付け、ハンダ付け、溶接、点溶接、または鉄、あるいはそれらの組み合わせを含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記ガラス破壊構成要素の前記ベースは、前記支持板に着脱可能に連結している、請求項1に記載のシステム。